

令和5年9月泉南市農業委員会定例会

令和5年9月6日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	山本 芳男
森谷 豊	南 直樹	上野 寛治
立道 智恵	湊 聡美	

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	向井 彰一
戎野 繁	大佐 博	

・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席については14名全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は、5名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、ご苦勞様でございます。まだまだ残暑が厳しい中、泉南市農業委員会9月定例会にお集まりいただきありがとうございます。

さて、令和6年度の国の予算に係る概算要求が各省庁より出揃っております。総額で114兆円と、過去最大となっているようでございます。その内、大きなものが福祉関係、年金医療等に関わる社会保障費で、32兆円です。高齢者が増えていますので、非常に大きくなってきております。次に国の借金返済に充てる国債費が28兆円。次に、最近の日本

会 長 を取り巻く国々の物騒な動きに対する安全保障費が、前年より1兆円増額の7兆7千億円です。

そして、我々に一番関連のある農林水産業に関する農林水産省の要求額はいくらかご存じでしょうか。2兆7千億円です。総額の114兆円に対して2.3%となっております。多いか少ないかについては、様々意見はありますでしょうか。

また、農林水産省の要求項目が100項目程あるのですが、この中で我々に直結する項目が1つありまして、「農地中間管理機構を活用した農地集約化の推進および農業委員会による農地利用の最適化推進」です。これに250億円を要求しております。これは当初予算より60億円増えています。機構集積協力金交付事業に約60億円を充てております。

機構集積協力金交付事業が何かといいますと、「農作業受委託も含めて、地域のまとまった農地を農地バンクへ貸し付け、農地の集積・集約化に取り組む地域や、目標地図において受け手が位置付けられていない農地について、地域をあげて受け手を確保し、農地中間管理機構を經由して農地を貸し付ける取組を行う地域に対し協力を交付する。」というものです。今日の最初の議案にも関わってくる内容ですので、後ほど事務局より詳しい説明があるかと思っておりますので、協力よろしくお願ひします。

さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、5番 杉野委員、7番 伊藤委員にお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第25号「泉南市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第25号について朗読する。本件について、所管の産業振興課農林水産係から内容説明をさせていただきます。

産業振興課農林水産係より説明

会長 この基礎となる法律というのはいつ制定されたものですか。

事務局 平成5年8月です。

会長 今までの取り組みでは市が仲介して貸借していますよね。今後の貸借については全て中間管理機構に預けるという事ですか。

事務局 そうです。本来は中間管理機構に預けるという制度でしたが、期間に10年という縛りがありましたので、10年間も農地を預けるという所有者がおりませんでした。ですので、泉南市で条例を作り、期間を短くして、2年ないし3年で貸借出来る制度で貸借をしておりました。

会長 今も中間管理機構では10年というのは変わらないのですか。

事務局 緩和されてきており、5年となっております。農地を集約して企業等へ貸借する場合ですと、2年や3年の短期間では借りづらいという事があります。大規模な農地を企業へ貸借するのであれば10年、20年という期間の方が良いかとは思いますが。その為にも地域の意見をまとめて、地域計画を立て、農地を集約して貸借にもっていかうという事です。

会長 ○○委員、何かご意見ございますか。

○○委員 結局は、もう法律で決まっている事ですよね。個人的な事になるのですが、私も数か所を利用権設定し、耕作していますが、これまでは直接貸借していたものを、今後は中間管理機構をはさむという事ですよね。私は借手側なので、一定の理解はあるけれども、それが地主に理解されるか危惧しています。

会長 法律で決まった以上は、そこに問題点があろうがなかろうが、やっていかざるを得ないという事です。○○委員、ご意見ございますか。

〇〇委員 闇小作というのが完全に無くなるという事ですか。

事務局 無くしていこうとしておりますが、小作権が付くというイメージから抜け切れず、利用権設定を拒む所有者が未だ多くいます。まだ闇小作でやっている所があるというのはそういった理由からかと思います。

〇〇委員 小作権と利用権というのは別物という事ですよね。同じと勘違いされては困るという事ですね。利用権というのはあくまで農地を利用する為の権利を設定するという事ですね。

事務局 はい、そうです。権利の設定について今後は市と大阪府みどり公社（中間管理機構）が入ってという流れになります。

〇〇委員 農協も絡んでくるという事ですか。

事務局 農協には意見を聞くというだけで、権限は無いです。ただ、この制度を作ったからといっても、不具合が出てくる地域もあるかと思しますので、常に改正されていくと思います。仮に地域計画が上手くいかなかった場合は利用権設定についても活かされませんので、2年後の様子をみていくしかないのかなと思います。

会長 猶予期間が2年間あるという事ですので、令和7年3月までは今まで通りのやり方でも利用権設定が出来ます。令和7年4月以降に貸借継続となった場合には比較的やりやすいとも考えられますので、とにかく今までのやり方で利用集積を進めていただけたらと思っております。

会長 〇〇委員どうですか。

〇〇委員 手間が増えるんですね。

事務局 貸手、借手には手間は増えません。ただ、手続きに今までより時間がかかってしまいます。

〇〇委員 具体的に、これまでは設定期間の終了期日前に市役所から通知が届いておりましたが、猶予期間内に更新時期が来た場合は、今まで通り通知が届くと理解してよろしいですか。更に、中間管理機構を介した場合も

〇〇委員 通知や案内等はあるんですね。

事務局 市によって様々だとは思いますが、泉南市では今まで通り対応させていただく予定です。

〇〇委員 問題は中間管理機構を通す事を理解してもらえるかですね。圃小作を減らす為にやろうとしている事が逆に、今までより面倒になったからという理由で圃小作を増やす事になりかねない。

事務局 おそらくですが、途中で見直しはあるかと思います。

会長 ありがとうございます。他に意見はございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第25号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり承認することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第26号1件について朗読する。議案第26号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。現地確認に行ってみりました。米と一部草もありましたが、サツマイモを植えておりましたので問題ないかと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第26号について補足説明させていただきます。

借り手は、〇〇の〇〇の向いにある救護施設で、平成26年から利用権を設定しており、今回で3回目の設定となります。これまでの9年間には、入所者の作業訓練や施設の給食用の材料に使用する水稲や自家野菜の他、いちごを栽培し、そのいちごを市内の幼稚園にいちご積み体験をさせたりして教育活動も行っています。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 再設定ですので、特に問題はないのかなと考えております。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第26号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和5年報告第18号1件について朗読する。報告第18号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。当該農地につきましては、すでに自動車車庫として工事に着工されていたので、届出書と同時に始末書も提出させております。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 いつ頃から車庫になっていたのですか。
- 事 務 局 6月頃からです。
- 会 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第18号を終了します。
- 会 長 続きまして、令和5年報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事 務 局 令和5年報告第19号1件について朗読する。報告第19号につきまして事務局より補足説明させていただきます。転用目的は、資材置場となっておりますが、右隣の農地と同所有者なので将来的には住宅用地となる予定だと思われまます。
- 会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第19号を終了します。
- 会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
ありがとうございます。
- 職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、10月10日（火）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時00分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____